

事業者のみなさまへ
～公害関係法令申請・届出の御案内～

この案内は、事業者のみなさまが施設・機械を設置する際に、公害関係法令の申請・届出を必要とする代表的な場合についてのご案内です。詳しくは、設置する施設・機械の一覧表などをお持ちいただき窓口で御相談下さい。

| 法令名 | 該当施設・機械 |
|------------------------------|---|
| 神奈川県生活環境の保全等に関する条例 (以下「県条例」) | ボイラー (燃烧能力 \geq 50L/h、伝熱面積 \geq 10m ²)、塗装用コンプレッサー (>2.2kw)、常用発電機、洗浄施設 (酸・アルカリ・脱脂)、動力プレス (\geq 10t)、せん断機 (\geq 1kw) 等 規則別表第 1 |
| 大気汚染防止法 | 廃棄物焼却炉 (燃烧能力 \geq 200kg/h、火格子面積 \geq 2m ²)・ボイラー (燃烧能力 \geq 50L/h、伝熱面積 \geq 10m ²) 等 令別表第 1・2 |
| 騒音規制法 | 空気圧縮機 (\geq 7.5kw)、送風機 (\geq 7.5kw)、液圧プレス、機械プレス (\geq 30t) 等 令別表第 1 |
| 振動規制法 | 圧縮機 (\geq 7.5kw)、液圧プレス、機械プレス (\geq 10t) 等 令別表第 1 |
| 水質汚濁防止法 | 酸又はアルカリによる表面処理施設、廃ガス洗浄施設、自動式車両洗浄施設、洗濯機 (洗濯業)、実験流し等 令別表第 1 |
| ダイオキシン類対策特別措置法 | 焼却炉 (烧却能力 \geq 50kg/h)・灰貯留施設等 令別表第 1・2 |
| 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 | 上記法律で該当施設があった場合、規模等により公害防止管理者・統括者等を選任していただくことがあります。 |

* 法令の条文・様式はインターネットから入手することが可能です。

県条例 → 「神奈川県 HP https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/kanagawa-ken/D1W_login.exe」

公害関係法令 → 「環境省 HP <http://www.env.go.jp/>」

インターネットで入手した様式の場合、宛先が「相模原市長」となっておりませんので、「相模原市長」と書き換えて下さい。

* この他にも、「相模原市環境保全に関する条例」において処理施設の構造上の目標となる標準などが定められています。

* 水質汚濁防止法の該当施設があった場合、下水道法の届出も必要となる場合もあります。→下水道管理課



(裏面につづく)

問い合わせ先

緑区 (橋本・大沢・城山地区)・中央区・南区
相模原市環境経済局環境共生部環境保全課
住所: 〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15
市役所本館 5 階
電話: 042 (769) 8241

・緑区 (津久井・相模湖・藤野地区)
相模原市環境経済局環境共生部津久井環境課
住所: 〒252-0175 相模原市緑区中野 633
津久井総合事務所本館 2 階
電話: 042 (780) 1404

法令等に該当する施設を設置する場合、下記の申請・届出が必要となります。

1. 新しく事業所を設置する場合

| 法令名 | 申請・届出名称 | 設置に関する実施制限等 |
|----------------|---|--------------------|
| 県条例 | 指定事業所設置許可申請書（第3条）・環境配慮書（第16条・従業員30人以上） | 許可後に着工 |
| 大気汚染防止法 | ばい煙発生施設設置届出書（第6条） 粉じん発生施設設置届出書（第18条） | 届出60日実施制限 （短縮可） |
| 騒音規制法・振動規制法 | 特定施設設置届出書（第6条） | 届出30日後に着工 |
| 水質汚濁防止法 | 特定施設設置届出書（第5条） | 届出60日実施制限 （短縮可） |
| ダイオキシン類対策特別措置法 | 特定施設設置届出書（第12条） | 届出60日実施制限 （短縮可） |

2. 既に届出されている事業所が新たに施設を設置する場合

| 法令名 | 届出等名称 | 設置に関する実施制限等 |
|----------------|---|--------------------|
| 県条例 | 指定事業所に係る変更許可申請書（第8条）・環境配慮書（第16条・従業員30人以上） | 許可後に着工 |
| 大気汚染防止法 | ばい煙発生施設変更届出書（第6条） 粉じん発生施設変更届出書（第18条） | 届出60日実施制限 （短縮可） |
| 騒音規制法 | 特定施設の種類ごとの数の変更届出書（第8条） | 届出30日後に着工 |
| 振動規制法 | 特定施設の種類及び能力ごとの数・使用の方法変更届出書（第8条） | 届出30日後に着工 |
| 水質汚濁防止法 | 特定施設の構造等変更届出書（第7条） | 届出60日実施制限 （短縮可） |
| ダイオキシン類対策特別措置法 | 特定施設変更届出書（第14条） | 届出60日実施制限 （短縮可） |

上記、申請・届出については、関係法令の規制基準を遵守できるものであるかなどを審査します。規制基準は、設置施設の規模や事業所の設置場所（用途地域・水域）などにより異なります。また、相模原市環境保全に関する条例には処理施設の構造上の目標となる標準などが示されています。

3. その他、各種変更時にも届出が必要となります。

(1) 申請者の氏名・名称等の変更

既に届出をしている法令について届出が必要になります。

(2) 建物の増築・改築・建替え（施設の設置を伴わない）

県条例の指定事業所となっている事業者は、建物面積の変更届出が必要になります。

また、事業所内で特定有害物質を使用している場合は土壌調査の有無を判断する必要があります。

(3) 施設・事業所の廃止

特定施設等の廃止は、既に届出をしている法令について廃止届出等が必要になります。

また、事業所内で特定有害物質を使用している場合は、土壌調査を行い結果報告を提出する必要があります。焼却炉の解体を行う場合も、「相模原市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導があります。

(4) 事業所の承継

既に届出をしている法令について届出が必要になります。